［削る］	ち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。
	24　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。
［削る］	25　児童数（中学校）（六月以降対象外被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「被用者」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。
22～25　［略］	26～29　［同上］
［削る］	30　児童数（３歳未満）（六月以降対象外非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「３歳未満」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。
［削る］	31　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第一子、第二子」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。
［削る］	32　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。
	33　児童数（中学校）（六月以降対象外非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」